

# 厚生委員会会議録

平成26年3月11日(火)

(開会) 10:01

(閉会) 11:26

## 【案 件】

1. 議案第 2 号 平成25年度飯塚市介護保険特別会計補正予算(第2号)
2. 議案第 6 号 平成26年度飯塚市国民健康保険特別会計予算
3. 議案第 7 号 平成26年度飯塚市介護保険特別会計予算
4. 議案第 8 号 平成26年度飯塚市後期高齢者医療特別会計予算
5. 議案第11号 平成26年度飯塚市介護サービス事業特別会計予算
6. 議案第21号 平成26年度飯塚市立病院事業会計予算
7. 議案第23号 飯塚市立幼稚園条例の一部を改正する条例
8. 議案第27号 飯塚市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例
9. 議案第28号 飯塚市庄内保健福祉総合センターハーモニー条例の一部を改正する条例
10. 議案第35号 飯塚市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
11. 議案第36号 飯塚市病院事業の剰余金の処分に関する条例の一部を改正する条例

## 【報告事項】

1. 飯塚子育て支援センターの委託先団体について (子育て支援課)
2. 飯塚市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定について (介護保険課)
3. 公用車による交通事故発生について (高齢者支援課)

## ○委員長

ただいまから厚生委員会を開会いたします。「議案第2号 平成25年度飯塚市介護保険特別会計補正予算(第2号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

## ○介護保険課長

「議案第2号 平成25年度飯塚市介護保険特別会計補正予算(第2号)」の補足説明をさせていただきます。補正予算書の17ページをお願いいたします。今回の補正は、地域支援事業費について見直しを行い、補正を行うもので、第1条第1項で保険事業勘定の歳入・歳出予算をそれぞれ627万7千円追加し、予算の総額を歳入・歳出それぞれ126億3950万円にしようとするものでございます。

補正の内容につきましては、歳出・歳入の順で説明させていただきます。まず、歳出につきまして、補正予算書の22ページをお願いいたします。3款、地域支援事業費、3項、包括的支援事業・任意事業費、2目、任意事業費の627万7千円の増は、「食の自立支援事業」におきまして、利用者数の増加により手数料が増加となったものでございます。

次に、歳入について説明させていただきます。21ページをお願いいたします。3款、国庫支出金、5款、県支出金、7款、繰入金、1項、一般会計繰入金は、歳出の地域支援事業費の補正に応じて、それぞれの負担割合で歳入額の増額補正をいたしております。同じく21ページの7款、繰入金、2項、基金繰入金、1目、介護給付費支払準備基金繰入金を61万4千円の増額し、給付費財源の調整を行っております。9款、諸収入、2項、雑入の334万7千円の増額は、「食の自立支援事業利用者負担金」の増加見込み額を計上いたしております。

以上簡単ですが、補足説明を終わります。

## ○委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第2号 平成25年度飯塚市介護保険特別会計補正予算(第2号)」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第6号 平成26年度飯塚市国民健康保険特別会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○医療保険課長。

議案第6号の補足説明をいたします。予算書の251ページをお願いいたします。第1条で歳入歳出予算の総額を149億8156万5千円と定めるものでございます。昨年度と比較いたしますと、2億803万2千円、1.37%の減となっております。詳細につきましては、事項別明細書でご説明いたします。

まず、歳出からご説明いたします。予算書の265ページをお願いいたします。第1款、第1項、総務管理費につきましては、職員24人分の人件費等の経常的な事務費を計上いたしております。昨年度と比較いたしますと、職員1名の増及びレセプト点検委託料のプロポーザル方式での入札導入などの影響で約2千万円の増額となっております。

267ページ下段から268ページにかけてでございますが、第2款、第1項、療養諸費につきましては、一般被保険者、退職被保険者の療養給付費及び療養費の経費を計上いたしておりますが、被保険者数及び一人当たり医療費が減少していることから、前年度と比較いたしますと1目、一般被保険者療養給付費で7097万7千円、2目、退職被保険者等療養給付費で1億6638万5千円の減額の予算計上をいたしております。第2款、第2項、高額療養費、269ページの第3項、出産育児諸費、第4項、葬祭諸費につきましては、25年度の実績をもとに所要額を計上いたしております。第3款、第1項、後期高齢者支援金につきましては、過去の納付実績に基づき推計し予算を計上いたしております。本年度は、昨年度と比較いたしますと7201万2千円の増額となっております。

270ページをお願いいたします。第6款、第1項、介護納付金につきましては、介護保険2号被保険者に係る介護給付費納付金で、過去の納付実績に基づきまして予算計上をいたしております。本年度は、昨年度と比較して1617万5千円の減額となっております。これは、1人当たりの単価は増額しておりますが、対象者の大幅な減少により減額となっております。

270ページ下段から271ページになりますが、第7款、第1項、共同事業拠出金につきましては、高額な医療費に関する給付の発生による国保財政への影響を緩和するために、80万円を超える医療費について交付金を交付する高額医療費共同事業及び市町村の保険料の平準化、財政安定化を図るため30万円を超える医療費について、交付金を交付する保険財政共同安定化事業に拠出するもので、国民健康保険団体連合会が示す算出基準に基づき予算を計上いたしております。

271ページ下段、第8款、第1項、特定健康診査等事業費につきましては、特定健診及び保健指導に係る経費を計上いたしております。25年度から特定健診等事業は、第2期計画に入っております。計画期間は、第1期と同様5年となっております。26年度は、健診受診率50%、保健指導実施率60%を目標といたしております。

272ページをお願いいたします。同じく、第8款、第2項、保健事業費につきましては、75歳未満の方を対象としたはり、きゅう施術費給付金を計上いたしております。

続きまして、歳入についてご説明をいたします。258ページをお願いいたします。第1款、第1項、国民健康保険税につきましては、昨年度に比べまして、総額で8666万2千円の減

少となっておりますが、これは被保険者数の減少によるものでございます。

260ページをお願いします。第3款、第1項、国庫負担金につきましては、保険給付費等負担金は、一般被保険者に対する保険給付費分・後期高齢者支援金分・前期高齢者納付金分・老人保健拠出金分・介護納付金分に係る国の負担率32%、高額医療費共同事業負担金は、負担率4分の1、特定健康診査等負担金は、負担率3分の1で計上いたしております。このうち療養給付費等負担金につきましては、前期高齢者交付金の増額の影響で6913万9千円の減額となっております。第2項、国庫補助金につきましては、財政調整交付金として、市町村間の財政力の不均衡を調整する普通調整交付金並びに精神・結核等の医療費に関する特別調整交付金を計上いたしております。昨年度と比較いたしますと1億3935万7千円の増加となっておりますが、これは財源調整分の増加によるものでございます。第4款、第1項、療養給付費交付金につきましては、退職被保険者に係る保険給付費等から退職被保険者分の国保税を除いた分が、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでございます。26年度は退職被保険者の保険給付費等の減少により交付金も減少する見込みでございます。

261ページをお願いいたします。第5款、第1項、前期高齢者交付金につきましては、前期高齢者に係る保険給付費等に対して社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでございまして、国の示す交付基準に基づき算出いたしております。昨年度と比較いたしますと2億5564万8千円の増額となっております。次に、第6款、第1項、県負担金につきましては、高額医療費共同事業負担金が、県の負担率4分の1、特定健康診査等負担金が負担率3分の1で計上いたしております。第2項、県補助金につきましては、定率交付金を交付率7.8%及び財政健全化交付金を計上いたしております。

262ページをお願いいたします。第7款、第1項、共同事業交付金につきましては、国民健康保険団体連合会が示す算出基準に基づき予算を計上いたしております。第9款、第1項、一般会計繰入金につきましては、約3000万円の減少となっております。この主な理由といたしましては、保険基盤安定事業繰入金の減と財政安定化支援事業繰入金の交付税算入係数の見直しによるものでございます。なお、25年度は形式収支は赤字となり、普通調整交付金で約9900万円の財源調整を行っております。

以上で、国民健康保険特別会計予算の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○宮嶋委員

まず、258ページの国民健康保険税ですが、いま説明では減額に、あわせて、退職者と一般で8666とおっしゃいましたかね、減になっておりますが、これが人数の減少といわれておりますが、昨年度と比較して、どのくらいの世帯及び人数の減少なのか、教えてください。

○医療保険課長

ちょっと世帯数のほうは把握しておりませんが、被保険者数で昨年度が約3万4千人本年度は3万3300人ということで700人ほど減少いたしております。世帯数については大きな動きはございません。

○宮嶋委員

人数の減少と言われますけれども、いわゆる所得が減ってきているという傾向はないんでしょうか。

○医療保険課長

所得につきましては、大きな変動はございません。それで、去年、税率改正をしたときの見込みと、25年度の推移を見ますとそんなに大きな変化は表れてはおりません。

○宮嶋委員

それともう一つ、人数の減少、700人ぐらい減少しているということですが、これ

は単なる人口減なのか、動向をちょっと教えてください。

○医療保険課長

基本的には国保の被保険者から後期のほうに異動される方も多ということと、あと社会保険に加入される方が徐々に増えてきていると、そういった状況でございます。景気が少しは上向きになっているのかなというふうには思っております。

○宮嶋委員

それから、いま2・5・7というんですかね、軽減がありますが、この軽減が変わった、今年度、来年度から変わるんじゃないですかね、その辺をちょっと。

○医療保険課長

一応、5割軽減と2割軽減の分の所得の幅が広がる予定になっておりますが、まだ地方税法の改定があっておりませんので、今回の国保会計につきましては、その分の反映はいたしておりません。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○宮嶋委員

それから国民健康保険税の、いわゆる現年度分及び滞納繰越分について、何%徴収を見込まれているのか、教えてください。

○医療保険課長

現年度分は93.5%を見込んでおりまして、過年度分が医療給付費分は12.3%、支援分も12.3%、介護分が18.8%を見込んでおります。

○宮嶋委員

ということで、国保の滞納金額っていうのはどのくらいになるんですか。

○医療保険課長

26年度の調停見込みといたしましては、約9億円ということになっております。

○宮嶋委員

262ページの一般会計の繰入金ですが、保険基盤安定事業繰入金ということで、保険税の軽減分、いわゆるこれが、2割、5割、7割という軽減の分だと思うんですが、その次の保険者支援分っていうのは、大まかに子ども医療費の分かなと思うんですが、今年度から、年度途中でありますけども、小学校6年生までの医療費無料化ということで取り組まれたんで、その分が来年度にも反映していると思いますが、どのくらいの金額をこの3年間の入院無料化というか、そこら辺で見込まれるのか。

○医療保険課長

先ほどおっしゃいました保険基盤安定事業繰入金の中の保険者支援分というのは、これは徴収した分に対する軽減世帯に対する支援分なんで、いま言われていた子ども医療とか、障がい者とか、そういった分につきましては5節、療養給付費等国庫負担金減額分繰入金になります。全体で1億347万8千円になっておりますが、今回6年生まで拡大した分につきましては、入院だけでございますので、全体の分としてもそんなに影響はございません。ちょっと詳しく算定した分を持ってきておりませんが、年間分としても700万円ぐらい、700万円までないと思っておりますので、それに対する影響額としてはかなり低いものだと考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○宮嶋委員

詳しくは本会議場で述べますけれども、いま説明で国保の人数が減ってきている、景気が少

し上向いているのではないかとされておりまして、25年からの大幅な引き上げで保険税、住民の暮らしに大きく影響を及ぼしておりますし、そういう中で大変な状況にあるというところで、高すぎる国民健康保険税、ぜひ引き下げてほしいという思いと、そういうことを表明して反対の態度をとらせていただきます。それと消費税分の引き上げ分も予算に含まれていると思いますので、そのことも含めてお願いします。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第6号 平成26年度飯塚市国民健康保険特別会計予算」について、原案のとおり可決することに、賛成の委員は挙手願います。

( 挙 手 )

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第7号 平成26年度飯塚市介護保険特別会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○介護保険課長

「議案第7号 平成26年度飯塚市介護保険特別会計予算」の補足説明をいたします。

本予算は、平成24年度から平成26年度までの第5期介護保険事業計画の最終年度の予算となります。予算書の277ページをお願いいたします。第1条、第1項で保険事業勘定予算の総額を歳入歳出、それぞれ130億6545万1千円と定め、同条第3項において、介護サービス事業勘定予算の総額を歳入歳出、それぞれ1億3029万8千円に定めようとするものでございます。

それでは、保険事業勘定につきまして歳出、歳入の順で説明させていただきます。予算書281ページをお願いします。歳入歳出予算事項別明細書、1.総括の下段の表、歳出をお願いいたします。歳出の表に記載のとおり、保険事業勘定の歳出予算の合計は130億6545万1千円を計上いたしております。これは前年度の当初予算との比較では、5億8403万7千円、4.68%の増加となっております。この増加の要因の主なものといたしましては、2款、保険給付費の5億7905万1千円、4.87%の増で保険給付費は124億6220万8千円と保険事業勘定歳出予算の95.38%を占めております。

事項別明細書により、歳出の主な項目について説明させていただきます。287ページをお願いいたします。1款、総務費、1項、総務管理費の9854万4千円は介護保険業務に携わる職員の人件費等、経常的な経費となっております。

290ページをお願いします。1款、総務費、3項、介護認定審査会費の1億6847万6千円につきましては、介護保険の認定審査に係る経費となっております。認定審査会は15の合議体を101名の認定審査委員で構成いたしまして、26年度は新規申請、更新申請を合わせまして年間8500件程度の審査を行う予定といたしております。

288ページをお願いいたします。1目、介護認定審査会費の1節、介護認定審査会委員報酬1633万5千円は、前年度に比べ209万5千円の減となっております。これは、認定更新期間が見直しにより、審査会開催回数が年間500件程度減ると見込まれること。また、任期2年の審査委員が26年度は2年目となりますことから、委嘱状の交付経費が皆減となりますことから減としております。

289ページをお願いします。2目、認定調査等費の7節、嘱託職員賃金3726万1千円は、介護認定調査員14名分の賃金となっております。

290ページをお願いします。この費目における主な歳出は中段の12節、役務費で主治医意見書等作成手数料3765万3千円が主なものとなっております。

次に291ページをお願いいたします。下の段の2款、保険給付費、1項、介護サービス等

諸費、1目、居宅介護サービス給付費46億4765万6千円から293ページの6項、その他諸費、1目、審査支払手数料864万8千円までの保険給付費124億6220万8千円につきましては、先ほど281ページの総括のところで申し上げましたとおり、前年度より5億7905万円1千円の増加となっています。保険給付費につきましては、平成25年度決算見込み額、給付の実績をベースに介護保険計画におけます伸び率の予測、施設等の整備状況を分析しまして、そのほか、計画外の要因といたしましては、サービス付高齢者向け住宅の増加に伴う保険給付費の増、比較的軽度な要支援の方の動向等を加味いたしまして計上いたしました。

続きまして、地域支援事業につきまして説明させていただきます。294ページをお願いします。3款、地域支援事業費、1項、事業管理費1億1212万9千円は、主に地域包括支援センター業務に携わる職員11名分の人件費となっております。

295ページをお願いします。下の段の表から次ページにかけまして、3款、地域支援事業費、2項、介護予防事業費の6223万7千円は主に1目、一次予防事業費の地域福祉ネットワーク活動推進事業費補助金2490万3千円、これは前年同額でございます。及び2目、二次予防事業費の健康づくりデイサービス業務手数料1643万3千円となっております。

296ページをお願いします。3款、地域支援事業費、3項、包括的支援事業・任意事業費の1億5103万2千円の主なものにつきましては、1目、総合相談事業費、13節、委託料の在宅介護支援センター運営事業委託料5800万5千円及び298ページの2目、任意事業費、12節、役務費の食の自立支援業務手数料7697万2千円となっております。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。282ページをお願いします。1款、保険料は高齢者人口の伸びに準じまして、前年度より7278万3千円、3.33%増の22億6063万8千円といたしております。同じく282ページの一番下の段の3款、国庫支出金、2項、国庫補助金、1目、調整交付金、1節、現年度分調整交付金9億2594万1千円につきましては、本市の被保険者は低所得者の方が多く、また、後期高齢者の割合も高いことから、調整交付金の交付率を全国平均の5%より2.43%多い7.43%で計上いたしております。

次に、283ページをお願いいたします。中段からの4款の支払基金交付金、5款、県支出金及び284ページの7款、繰入金、1項、一般会計繰入金、1目、介護給付費繰入金等につきましては、それぞれ歳出の保険給付費に対する介護保険制度の財源負担割合で計上いたしております。

285ページをお願いいたします。7款、繰入金、2項、基金繰入金、1目、介護給付費支払準備基金より1億1129万4千円の繰入を行い、給付費の財源調整を行うこととしております。

引き続き、地域包括支援センター関連の介護サービス事業勘定予算について補足説明をいたします。304ページをお願いいたします。歳入歳出予算事項別明細書、1.総括の下の表、歳出から説明させていただきます。1款、総務費319万2千円、2款、事業費1億2610万6千円、3款、予備費100万円の合計1億3029万8千円は、地域包括支援センターのケアマネジメント事業に係る人件費及び事務費等となっております。

続いて歳入の説明をさせていただきます。305ページをお願いします。介護サービス事業勘定の主なものは、1款、サービス収入、1項、予防給付費収入、1目、介護予防サービス計画費収入1億1563万9千円、及び2款、繰入金、1項、一般会計繰入金、1目、一般会計繰入金1435万4千円となっております。

以上、簡単ではございますが、平成26年度飯塚市介護保険特別会計予算及び介護サービス事業勘定予算についての補足説明を終わります。

○委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○宮嶋委員

討論としてはないんですが、反対の態度をとらせていただきます。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第7号 平成26年度飯塚市介護保険特別会計予算」について、原案のとおり可決することに、賛成の委員は挙手願います。

( 挙 手 )

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第8号 平成26年度飯塚市後期高齢者医療特別会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○医療保険課長

議案第8号の補足説明をいたします。予算書の311ページをお願いいたします。第1条で歳入歳出予算の総額を17億3049万8千円と定めるものでございます。後期高齢者医療特別会計予算は、歳入予算の大部分を後期高齢者医療広域連合に納付するシステムになっておりますので、まず歳入からご説明をいたします。

315ページをお願いいたします。第1款、後期高齢者医療保険料につきましては、12億2189万9千円を計上いたしておりますが、これは本市が徴収いたします保険料で、徴収率を特別徴収100%、普通徴収を99%、滞納繰越分39.4%で見込んでおります。なお、26年度は保険料率の見直しが行われ、平均4.2%の改定が予定されております。第3款、繰入金、第1項、一般会計繰入金、第1目、事務費繰入金につきましては、市事務費分として3798万3千円、広域連合事務費分といたしまして県下全市町村で人口割・高齢者人口割それぞれ46.5%、均等割7%の割合で計算された額、3054万8千円を計上いたしております。次に、第2目、保険基盤安定繰入金につきましては、保険料を軽減した金額について、県が4分の3、市が4分の1を負担するもので一般会計から繰り入れるものでございます。先ほど国保会計では今回の改定分を参入していないということでご説明をいたしましたが、後期高齢者分につきましては、すでにこの中に算定をされております。

続きまして、歳出予算を説明いたします。317ページをお願いいたします。第1款、総務費、第1項、総務管理費、第1目、一般管理費につきましては、職員4人分の人件費並びに事務費を計上いたしております。

318ページをお願いいたします。第2項、徴収費につきましては、徴収事務に係わる通信運搬費等の経費を計上いたしております。第2款、後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、先ほどご説明いたしました本市が徴収いたします保険料分、一般会計から繰り入れます広域連合事務費分、保険基盤安定負担金分を後期高齢者医療広域連合に納付するものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

○委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○宮嶋委員

後期高齢者医療費制度そのものが、やっぱり高齢になられた方を国保世帯なりから分離して、高齢者の人権も無視して、というふうな部分があって、もともと後期高齢者医療制度については反対ですし、いま言われましたように高齢者世帯の経済的なことも省みずに、結局、総額が

上がるので保険料をどんどん引き上げていっている。今後は、また負担割合もふやしていこうというようなこともありますので、この議案に対しては、反対の態度をとらせていただきます。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第8号 平成26年度飯塚市後期高齢者医療特別会計予算」について、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

( 挙 手 )

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第11号 平成26年度飯塚市介護サービス事業特別会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○高齢者支援課長

「議案第11号 平成26年度飯塚市介護サービス事業特別会計予算」の補足説明をいたします。予算書353ページをお願いいたします。本特別会計予算は飯塚市特別養護老人ホーム筑穂桜の園に関する予算であります。第1条で歳入歳出の総額を1億5994万3千円と定めるものであります。

事項別明細書に基づき、主な項目について説明をさせていただきます。357ページをお願いします。歳出から補足説明をさせていただきます。1款、事業費、1項、施設介護サービス事業費、1目、施設介護サービス事業費、1億3039万9千円の主なものは、特別養護老人ホームの指定管理委託料1億2915万9千円であります。指定管理者は、飯塚市社会福祉協議会となっております。2款、基金積立金、1項、基金積立金、1目、特別養護老人ホーム運営基金積立金、459万1千円は基金積立金、預金利子及び運用収入の積立金であります。3款、公債費、1項、公債費、1目及び2目、1653万2千円は、施設整備のために借りました施設整備事業債の償還元金及び借入利子であります。

358ページをお願いいたします。4款、諸支出金、2項、繰出金、1目、一般会計繰出金732万1千円は、施設整備のために借りました過疎債の償還元金であります。過疎債は一般会計において取りまとめて償還されるため、本会計から一般会計へ繰り出しを行うものであります。

次に、歳入の主な項目について説明をいたします。356ページをお願いいたします。1款、サービス収入、1項、介護給付費収入、1目、介護給付費収入、1億2628万1千円は、施設に入所されている方の施設介護及び短期入所生活介護サービスに対する介護報酬であります。1款、サービス収入、2項、自己負担金収入、1目の自己負担金収入3299万2千円は、先ほど申しました入所されている方の自己負担金でございます。2款、財産収入、1項、財産運用収入、1目及び2目は、特別養護老人ホーム運営基金の預金利子及び基金運用収入であります。

以上、簡単ではありますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○宮嶋委員

357ページの基金積立金ですが、459万1千円ということで、これの目的をまずお聞きします。

○高齢者支援課長

基金の目的ですが、施設の維持補修等の施設改修及び特別養護老人ホームの安定稼働のための運営のための積立基金というふうになっております。

○宮嶋委員



では、積立金の総額は、どのくらいになっておりますか。

○高齢者支援課長

申し訳ありません。いま手元に基金残高を持ってきておりませんが、24年度決算ベースで1億5千万円程度の金額だというふうに記憶しております。

○宮嶋委員

資料の一番最後のページにあるんですが、26年度末の残高が1億6698万9千円というふうに書かれてあります。この桜の園ですが、今後、ずっと飯塚市で運営されていくというふうにはなっていないと思うんですが、その辺の計画はどんななってますでしょうか。

○高齢者支援課長

公共施設のあり方におきまして、本桜の園につきましては、平成26年度末をもって公の施設等を廃止し平成27年度に現指定管理者に移譲するというふうになっております。

○宮嶋委員

27年度からということですね。その場合に、この基金積立金っていうのは、どういう扱いになるのでしょうか。

○高齢者支援課長

この基金の取り扱いにつきましては、先の一般質問等でありましたが、財政部局とも基金の取り扱いについて協議していくというふうにしております。基本的には、起債の借り入れ等がございますので、そういった償還財源にあてるというふうな考えであります。財政当局のほうとしっかり協議をさせていただきたいというふうに考えております。

○宮嶋委員

市債の償還のほうも残高がそれくらいの金額があるということですが、もともとこの積立金ですけれども、この会計の本当に収入の大多数は利用者から集めた利用料というか、そういうものなわけですよ。本来、施設に使うとか、改修とかいうものについては、やはり市の財産ですから市が行うべきであって、結局サービスを受ける方がそれを負担するっていうのは、本末転倒じゃないかなというふうに思います。そういうことで利用者にサービスとして還元しなければならない部分をずっと積み立ててきて1億6千万からの積立金ができるということでは、本来この会計のあり方はおかしいんじゃないかなというふうに思いますが、いかがですか。

○高齢者支援課長

この施設の歳入は先ほど説明いたしました。自己負担金もございまして、9割以上が介護給付費、介護保険料のほうから出ている分でございます。この基金につきましては、当然施設の整備に必要な部分が発生しましたら、その部分にも充当するわけでもありますし、また、そういったことで、後は運営に関する、安定稼働させるための費用にも使うというふうに考えておりますので、決して個人の方の負担を強いているというふうには考えておりません。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○宮嶋委員

あくまでも本会計、保険料なり給付費なりから施設維持管理だとか、そういうものに基金を積み立てるというのは、すべきではないということで、反対の態度をとらせていただきます。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第11号 平成26年度飯塚市介護サービス事業特別会計予算」について、原案のとおり可決することに、賛成の委員は挙手願います。

( 挙 手 )

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第21号 平成26年度飯塚市立病院事業会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○健康・スポーツ課長

「議案第21号 平成26年度飯塚市立病院事業会計予算」の補足説明をいたします。恐れ入りますが、別冊の平成26年度飯塚市立病院事業会計予算書をお願いいたします。予算書1ページをお願いいたします。まず第2条で収益的収入の第1款、病院事業収益を3億1979万4千円、収益的支出の第1款、病院事業費用を3億3286万8千円と定めております。次に、第3条で資本的収入及び資本的支出は、ともに15億3988万2千円と定めております。

次に、2ページをお願いいたします。第4条で企業債の借入の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を、次に、第5条で一時借入金の限度額を14億8328万5千円と定めております。第6条ですが、一般会計から受ける補助金の額を2287万円といたしております。第7条でございますが、2000万円以上の重要な資産の取得について定めております。

次に、3ページをお願いいたします。収益的収入及び支出のうち収入でございますが、まず第1款、病院事業収益、第1項、医業収益につきましては、公立病院に対する国の財政支援で、交付税措置されます金額を一般会計から繰り入れるものでございまして、本年度は単価の見直しにより、150万円増の2億1624万1千円を計上いたしております。第2項、医業外収益につきましては、病院事業債償還利息に対する一般会計からの地方交付税措置分と病院事業債の償還利息及び建て替えに伴う一時借入金利息分の地域医療振興協会からの負担分、長期前受金戻入などで1億252万円を計上いたしております。

次に、収益的支出のうち、第1款、病院事業費用、第1項、医業費用につきましては、次の4ページになりますのでお願いいたします。先ほど医業収益で説明いたしました交付税措置分の一般会計交付金の全額を、地域医療振興協会に交付する病院管理運営交付金2億1624万1千円と減価償却費4756万6千円、資産減耗費20万3千円を計上いたしております。第2項、医業外費用につきましては、病院事業債の償還利息及び建て替えに伴う一時借入金利息分など5951万4千円とその他の経費には、一般会計への合併特例債償還負担金838万5千円を含む874万円を計上いたしております。

次に、中段から下になりますが、資本的収入及び支出のうち収入でございますが、第1款、資本的収入、第1項、企業債につきましては、建て替え及び医療機器購入に伴う企業債の借入金11億1070万円を、第2項、出資金につきましては、建て替え及び医療機器購入に伴う合併特例債分の一般会計からの出資金3億7020万円を計上いたしております。

次に、5ページでございますが、第3項、補助金につきましては、病院事業債元金償還に対する一般会計からの地方交付税措置分1273万5千円を計上しております。第4項、納付金につきましては、病院事業債元金償還等の地域医療振興協会の負担分でございます。資本的支出でございますが、第1款、資本的支出、第1項、建設改良事業費につきましては、継続費の工事管理委託及び建て替え工事費の26年度分になります11億601万9千円を含む、11億828万5千円を計上いたしております。第2項、機械整備事業費3億7500万円につきましては、医療機器の購入経費でございます。第2項、企業債償還金5659万7千円につきましては、病院事業債元金償還金でございます。なお、本年度から地方公営企業法の改正、資本制度や会計基準等の改正が行われておりまして、収入では特別利益、長期前受金戻入、支出では補助金が新たな課目として計上いたしております。

なお、6ページには予定キャッシュフロー計算書、7ページには継続費に関する調書、8ページから10ページにかけては、平成26年度の予定貸借対照表、11ページには平成

25年度の予定損益計算書、12、13ページには平成25年度の予定貸借対照表、14ページには注記、15ページ以降につきましては、平成26年度予算明細書を掲載いたしておりますが、内容については省略させていただきます。

以上で、病院事業会計予算の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第21号 平成26年度飯塚市立病院事業会計予算」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第23号 飯塚市立幼稚園条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○子育て支援課長

「議案第23号 飯塚市立幼稚園条例の一部を改正する条例」につきまして、補足説明をいたします。議案書43ページをお願いいたします。幼稚園児の給食及びおやつは、食育推進の観点より、教育活動の一環として行われることから、教育の実施に必要な経費とし、それぞれ授業料及び預かり保育料と一体的に徴収するため、本案を提出するものでございます。現在、認定こども園における幼稚園と保育所では、料金体制に違いがあり、保育所では給食費を含む保育料を一括して徴収いたしておりますが、幼稚園では入園料・授業料・預かり保育料のほか、給食費月額2400円と預かり保育おやつ代月額1100円を別々に徴収いたしております。この改正によりまして、幼稚園における食育推進をさらに進めるとともに、認定子ども園における幼稚園の給食費及び預かり保育おやつ代について、給食費を含む保育料を一括して徴収している保育所と同様の取り扱いとし、均衡を図ろうとするものでございます。

なお、この改正による幼稚園の利用料の増減はございません。なお、給食費は8月分のみ徴収していないことから、年間2万6400円を12カ月で割り戻し、月額2200円を授業料に含めております。また、教育として行う役務の提供は非課税とされておりますため、消費増税分の転嫁もございません。

以上、簡単ではございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第23号 飯塚市立幼稚園条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第27号 飯塚市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○こども育成課長

「議案第27号 飯塚市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例」について補足説明をさせていただきます。議案書の54ページをお願いいたします。この議案は、平成25年6月

14日に公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」、いわゆる一括法におきまして、地方青少年問題協議会法の一部改正が行われ、義務付けてきた組織の基準、会長及び委員の資格要件等が廃止されたため、飯塚市青少年問題協議会条例第3条、組織を改正し新たに組織の基準を設けるものでございます。56ページの新旧対照表をお願いいたします。旧条例の第3条第1項に規定されています法第3条につきましては、別紙資料として地方青少年問題協議会法を配布いたしております。第3条第1項で協議会は、会長及び委員若干人で組織すること。第2項で会長は、当該地方公共団体の長をもって充てること。第3項で委員は、地方公共団体の議会の議員、関係行政機関の職員及び学識経験のある者となっておりますが、新条例では会長職の市長を除き、新たに公募による者1名を加え、委員を15人以内とし、これに伴い会長職も新たに互選により定めるものでございます。

以上、簡単でございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第27号 飯塚市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第28号 飯塚市庄内保健福祉総合センターハーモニー条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○社会・障がい者福祉課長

「議案第28号 飯塚市庄内保健福祉総合センターハーモニー条例の一部を改正する条例」につきまして補足説明をいたします。議案書の57ページをお願いいたします。本議案につきましては、消費税率及び地方消費税率の改正に伴い、使用料の金額を改正することと合わせまして、運動指導室及び浴室の回数券の料金を定めるために条例の一部を改正するものです。回数券につきましては、合併以前から条例第12条の規定に基づく使用料の減免として取扱い、回数券を発行してまいりましたが、穂波福祉総合センターなどにつきましては、条例に回数券について明記しておりますことから、ハーモニーにつきましても同様に条例に明記するものです。

詳細につきまして、新旧対照表でご説明いたします。59ページをお願いいたします。消費税率の改正に伴いまして、使用料が変更となります部屋は多機能室のみです。こちらの料金を現行の700円から720円に改正いたします。また、運動指導室及び浴室の回数券12枚つづりの料金を8%の消費税相当額を含む料金で新たに規定し、運動指導室の回数券を1030円に、浴室の回数券を2060円に規定するものです。なお、料金の設定にあたりまして、他の施設と同様に10円未満の端数は切り捨てて算定しております。さらに使用料は消費税及び地方消費税を含んでいる旨の表記を備考に追加しております。

以上簡単ではございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。

○宮嶋委員

住民が使う施設、いわゆる内税ですので、工夫すれば消費税分を転嫁しなくても済むのではないかと思っておりますので、その点について消費税が転嫁されているということで反対の態度をとらせていただきます。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第28号 飯塚市庄内保健福祉総合センターハーモニー条例の一部を改正する条例」について、原案のとおり可決することに、賛成の委員は挙手願います。

( 挙 手 )

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第35号 飯塚市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○健康・スポーツ課長

「議案第35号 飯塚市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」について補足説明をいたします。議案書、恐れ入りますが、75ページをお願いいたします。今回の改定は、主に平成26年4月より消費税率の改定に伴い、飯塚市病院事業の設置等に関する条例に規定しております個室料等の金額を改定するものでございます。

78ページの新旧対照表をお願いいたします。今回の改定は別表でなっておりますが、まず別表第1の最上段に記載しております種別の欄、「個室料、特別室」、この1日につきの金額が6300円となっておりますが、これを6480円に、また、その次の段でございしますが、個室の1日につき、金額3150円が3240円に、いずれも100分の105で除したものに、100分の108を乗じて、消費税率の改定に合わせて金額を改定しております。以下、別表第2まで同様でございます。

なお、別表第1、種別の180日を超えて入院する場合の負担金につきましては、金額の欄にありますように、保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等第10号に規定する通算対象入院料の基本点数に、100分の15を乗じて得た点数に10円を乗じた得た額に100分の108を乗じて得た額というふうに改定をしております。これは保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等第10号に規定する、通算対象入院料の基本点数というのがございしますが、これはいわゆる診療報酬にあたるものでございまして、診療報酬の改定が行われる度に改定する必要がございます。そのため、他市の例を見ましても、金額ではなく、文言によって規定をしていることから、今回の改定に合わせて、金額ではなく文言による規定とさせていただきます。

以上、簡単でございしますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○宮嶋委員

これも消費税上乗せ分が転嫁されているということで、反対をします。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第35号 飯塚市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」について、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

ます。

( 挙 手 )

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第36号 飯塚市病院事業の剰余金の処分に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○健康・スポーツ課長

「議案第36号 飯塚市病院事業の剰余金に関する条例の一部を改正する条例」の補足説明をいたします。議案書の80ページをお願いいたします。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律によりまして、地方公営企業法の改正が行われておりまして、それに伴い、減債積立金等を使用する場合の自己資本金への組入れについて定めるものでございます。

この制度見直しでは、事業の剰余金の処分については、個々の処分について、その都度議会の議決を受けて行う以外は、あらかじめ条例で定めておくこととされたため、平成24年に今回のこの病院事業の剰余金の処分に関する条例、これを制定いたしておりましたが、今般、資本剰余金の処分について経過措置が25年度限りで切れるため、関係規定を整備するものでございます。

内容につきましては、82ページ以降の新旧対照表で、ご説明をいたします。まず2条でございますが、利益の処分につきましては、地方公営企業法施行令の改正に伴い、条文を整理するものでございます。1項、2項につきましては、条文の整理を行い、3項から5項については削除しております。また、右側の第3条、資本剰余金の処分につきましては、補助金等により取得した固定資産のみなし償却ができなくなったため、25年度までの経過措置を条例により可能としておりましたが、これが条文を削除することで、としております。次に、左側の3条でございますが、自己資本金への組入れにつきましては、利益の処分により積み立てた減債積立金等でございますが、これを使用した場合には、使用相当額を自己資本金に組み入れることを義務付けるものでございます。自己資本金への組入れについては、これまで義務付けられておりましたが、改正により削除されたため、条例によって義務付けを行うものでございます。条例の施行は、平成26年4月1日、平成26年度事業分からとなっております。

以上簡単でございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第36号 飯塚市病院事業の剰余金の処分に関する条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

お諮りいたします。案件に記載のとおり執行部から3件について、報告したい旨の申し出があっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。「飯塚子育て支援センターの委託先団体について」、報告を求めます。

○子育て支援課長

飯塚子育て支援センターに係る委託先の決定について、ご説明いたします。お手元に配付い

たしております資料1ページをお願いいたします。今回の委託先の募集・選定につきましては、飯塚市公立保育所・幼稚園あり方検討委員会に諮問し、平成26年1月6日から1月20日まで委託先団体等の募集を行った結果、子育て支援団体1団体からの応募がございました。選定結果につきましては、平成26年1月31日に飯塚市公立保育所・幼稚園あり方検討委員会から委託先候補者について、飯塚市鯉田1666番地23、NPO法人つどいの広場いづか、代表者、林京子氏が適当であるとの答申が出されました。

資料の2ページをお願いいたします。選定にあたりましては、書類審査のほか、応募団体によるプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、飯塚市子育て支援センター委託先団体選定評価基準に基づき、審査項目20項目、250点満点で採点が行われた結果、評価点は194点であり、配点合計の7割175点を超過していることから選定されております。審査項目の詳細につきましては、5ページの結果表をご参照いただきたいと思います。内容の説明は、省略させていただきます。なお、募集要項の決定から委託先団体の決定に至るまでの経過については、2ページから3ページに記載のとおり計4回の会議を開催し、慎重に審議されております。

以上の答申を踏まえ、今回決定いたしました飯塚子育て支援センターにつきましては、平成26年4月1日からの実施に向け、利用者の不安をまねかないように委託先団体と十分な協議を行い、円滑な引継ぎができるように進めてまいりたいと考えています。

以上簡単ではございますが、説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定について」、報告を求めます。

○介護保険課長

この計画は老人福祉法第20条の8に基づく「市町村老人福祉計画」及び介護保険法第117条に基づく「市町村介護保険事業計画」を一体的に策定するもので、策定を義務付けられた法定計画となっております。平成26年度におきまして、平成27年度から平成29年度までの3カ年の計画を策定しようとするものでございます。この計画作成につきましては、高齢者の実態と課題把握を行うため、平成26年4月下旬から6月までの間に市内にお住まいの満65歳以上の方を対象にアンケート方式で実態調査を行うことといたしております。調査の方法につきましては、高齢者調査と在宅要介護者調査の2通りに区分して行います。まず、高齢者調査につきましては、要介護認定を受けていない方、2万7360人の中から約7.7%にあたります2100件を無作為に抽出いたしまして、心身の状況、日常生活状況等8項目112問の質問に答えていただきます。

次に、在宅要介護者調査につきましては、既に要介護の認定を受けられておられます在宅で生活をされている方を対象としまして、先ほどの高齢者調査とは質問項目を変え、無作為に1700件を抽出し、5項目64問の質問に答えていただきます。なお、要介護の認定者で、既に、施設に入所されている方につきましては、この調査から除外させていただくことといたしております。

抽出件数につきましては、これまでの実態調査の実績と前回調査からの人員の動向、回収率からみました有効サンプル数等を算出し、合計3700件といたしております。調査は、郵送により調査書の送付と回収を行い、本市、高齢者の実態と課題の把握を行うとともに、介護保険給付実績の分析、国の制度見直しを踏まえ、飯塚市高齢社会対策推進協議会において計画の検討、諮問・答申を受けまして、飯塚市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画を策定する

ことといたしております。なお、計画策定につきましては、スケジュール表等を資料で後ろのほうに添付させていただいておりますので、ご参照いただきますようお願いいたします。

以上、簡単ですが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「公用車による交通事故発生について」、報告を求めます。

○高齢者支援課長

資料を配付させていただいております。配布させていただいております資料の見取図を参考をお願いいたします。去る1月24日、午前10時5分頃、高齢者支援課、嘱託職員の介護支援専門員が利用者宅を訪問のため、市道第2出雲線を進行中、市道木下・出雲2号線との交差点で公用車の前方左側から進行してきました相手方自転車と接触し、相手方を負傷させたものです。この事故による損害につきましては、現在、相手方と協議中であります。度重なる事故報告をお詫びいたしまして、報告とさせていただきます。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

以上で、閉会でございますが、冒頭に皆さん方にご協力いただきましたことにつきまして、震災の発生時刻は2時46分、14時46分ということでございます。お工作中、大変お忙しいと思いますが、その時刻をお忘れなきようにですね、その時刻になりましたら東北地方の犠牲者に対しまして思いをはせていただけたらというふうに思います。何とぞよろしく願いたします。

以上をもちまして、厚生委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。